

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 1-1 計画策定の趣旨と目的

自然災害の増加や資源の枯渇などの環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し、同法に基づく循環型社会形成基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）」の改正や、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備などを進めています。

近年、人口減少・少子高齢化の進展、東日本大震災以降の大規模災害の頻発化、エネルギー及び循環資源としての廃棄物の役割の見直し、「水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）」の採択など、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。これを受け、国においては、第五次環境基本計画（平成30年4月）及び第四次循環基本計画（平成30年6月）を策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しを行っています。

特に第四次循環基本計画では、これまでの適正処理とともに、ライフサイクル全体での資源循環システムの構築や、市民と事業者と連携した地域循環の仕組みづくりが求められています。

一方、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals :SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。17のゴールのうち「6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、「12 持続可能な生産消費形態を確保する」の分野は、特に本計画との親和性が高く、施策の展開により、世界が目指す社会の実現につながっていきます。

廃掃法（第6条第1項）では、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めることとされています。本市では、平成28年3月に一層の効率的かつ効果的な一般廃棄物処理対策を推進するため、「伊東市ごみ処理基本計画」と「伊東市生活排水処理基本計画」の両計画を統合し、新たに「伊東市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、ごみ処理事業等に取り組んできました。このたび、前述の国の新たな方針や、SDGsの目標を踏まえ、前計画を見直し、本市の新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

なお、ごみ処理基本計画では、ごみの発生・処理状況や社会経済動向を把握し、将来のごみ発生量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討し、また、生活排水処理基本計画では、生活排水処理に係る本市の状況を把握し、将来の生活排水処理量を予測した上で、生活排水処理に係る基本理念、達成目標及び生活排水処理施設の整備に関する基本方針を示しております。

本計画は、行政運営の総合的な指針となる「第五次伊東市総合計画第十一次基本計画」

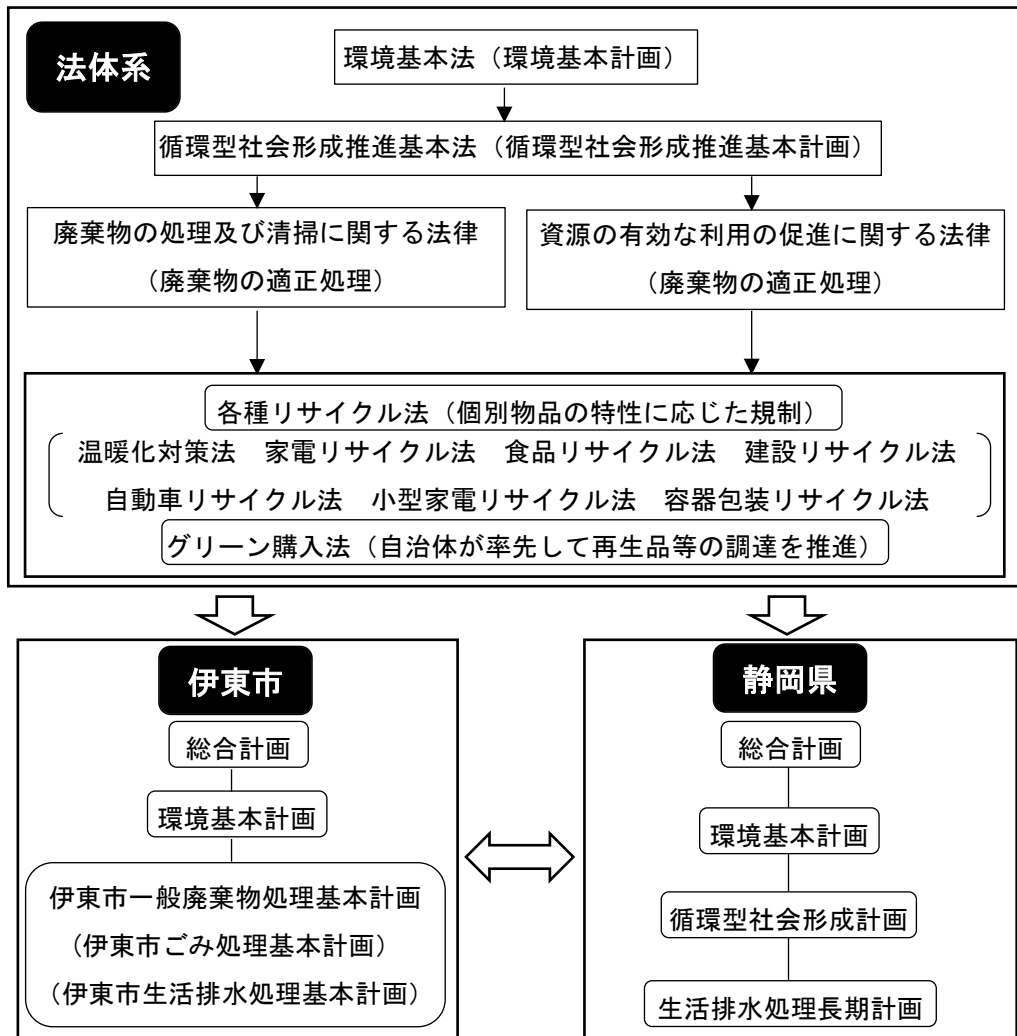
に沿ったものであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、廃掃法第6条第1項及び「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年伊東市条例第36号）」第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、廃掃法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけております。

計画等の体系は図1-1に示すとおりです。



計画等の体系（図1-1）

### 1-3 計画目標年次

計画期間を令和3年度からの10か年とし、令和12年度を計画目標年次とします。